

令和7年度後期授業料免除申請について 重要なお知らせ

1. 学部生のうち、「高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）」の申請資格を有する者は、新制度により授業料減免を実施します。この制度において授業料減免を受けたい者で、給付奨学生でない場合は、給付奨学金（秋の二次採用）に新規申込を行ってください。
2. 新制度の申込資格を満たさない学生（次のいずれかに該当する者）は、現行の授業料免除に申請が可能です。

【新制度の申込資格を満たさないケース】

1. 大学院生
2. 外国人留学生
3. 学部入学までの期間が高校卒業後2年を超える者
4. 学部編入学までの期間が、編入学前の大学等に在学しなくなってから1年を超える者

※申込資格について不明な場合、詳細は日本学生支援機構のホームページ等をご確認いただくか、学生課生活支援係へご相談ください

以下の表で申請者区分を確認のうえ、該当する提出書類により申請を行ってください。
なお、授業料免除申請書類の詳細は「授業料免除申請のしおり」等でご確認ください。

申請者区分		提出するもの
給付奨学金 申込資格あり	① 現在、給付奨学生である者 (休・停止中の者を含む)	・選考結果通知用封筒 ※長形3号に110円切手を貼り、選考結果を送付する宛先を記入【原則、父母等関係者。自身への送付を希望する者は、学生本人の現住所】。 ※裏面に申請者の氏名と学籍番号を記入すること。 【受付期間】 令和7年10月1日(水)～10月17日(金)
	② 上記①以外の者	・授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】 ・選考結果通知用封筒 ※長形3号に110円切手を貼り、選考結果を送付する宛先を記入【原則、父母等関係者。自身への送付を希望する者は、学生本人の現住所】。 ※裏面に申請者の氏名と学籍番号を記入すること。 給付奨学金の秋採用（9月）に新規申込すること（9月1日～） ※授業料減免は給付奨学金の採用結果に基づくため、給付奨学金を申込しない場合、授業料減免申請は取り下げとなります。
給付奨学金 申込資格なし		・「授業料免除申請のしおり」の申請書類一式

上記①以外の区分の申請者の提出期限等

- 【提出期限】 令和7年9月12日（金）
 【提出窓口】 事務局 学生課①番窓口
 【問い合わせ先】 学生課生活支援係 TEL 0994-46-4888

